

大分県報

平成二十九年
号外（一六）
三月二十七日

（月曜日）

目次

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………

警察本部訓令

大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月27日

大分県公安委員会委員長 高橋 治 人

大分県公安委員会規則第4号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表の企画官の項の次に次のように加える。

参事	必要な部	事務職員	上司の命を受け、部の予算に係る企画調整に関する事務を処理する。
----	------	------	---------------------------------

第5条の表中

交通事故分析官	交通企画課	警視の階級にある警察官
---------	-------	-------------

を

交通事故事件捜査統括官
交通指導課
警視又は警部の階級にある警察官
に、

交通事故事件捜査統括官
交通指導課
警視又は警部の階級にある警察官
を

交通事故分析官
交通企画課
警部の階級にある警察官
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第3号

警察本部
警察学校
警 署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月27日

大分県警察本部長 松坂 規 生

第3条第1項の表の警務課の項中「女性職員支援係」を「働き方改革係」に改め、同表の少年課の項中「企画・指導係」の次に「児童虐待対策係」を加え、同表の運転免許課の項中「行政処分係」の次に「高齢運転者支援係」を加える。

第4条第1項の表の参事監の項の次に次のように加える。

参事	警 務 部	事務職員	(1) 警務部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
----	-------	------	--

参事	生活安全部	事務職員	(1) 生活安全部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	刑事部	事務職員	(1) 刑事部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	交通部	事務職員	(1) 交通部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

第4条第1項の表の総務調査官の項の次に次のように加える。

術科指導官	教養課	警部	(1) 術科教養の指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
-------	-----	----	--

第4条第1項の表の刑事指導官の項の次に次のように加える。

取調べ指導官	刑事企画課	警視	(1) 取調べの高度化及び適正化を図るための指導及び教養並びに取調べに従事する警察官に対する助言に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
--------	-------	----	---

第4条第1項の表中

参事	警務課	事務職員	(1) 警務部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	情報管理課 サイバー犯罪対策室 捜査支援室	技術職員	(1) 電子計算組織の企画、運用及び指導に関すること。 (2) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に係る支援に関すること。

参事	生活安全企画課	事務職員	(1) 生活安全部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	刑事企画課	事務職員	(1) 刑事部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	交通企画課	事務職員	(1) 交通部の所掌に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

参事	情報管理課 サイバー犯罪対策室 捜査支援室	技術職員	(1) 電子計算組織の企画、運用及び指導に関すること。 (2) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に係る支援に関すること。 (3) 電磁的記録の解析に関すること。 (4) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	鑑識課	事務職員	(1) 鑑識技術の調査、研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

交通事故分析官	交通企画課	警視	(1) 交通事故の調査及び分析に関すること。 (2) 総合的な交通事故抑止対策の立案に関すること。
---------	-------	----	--

を
を
に、

			(3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
--	--	--	--------------------------

交通事故事件捜査統括官	交通指導課	警視	(1) 特定の交通事故事件に係る捜査の統括及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
-------------	-------	----	--

交通事故事件捜査統括官	交通指導課	警視	(1) 特定の交通事故事件に係る捜査の統括及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
-------------	-------	----	--

交通事故分析官	交通企画課	警部	(1) 交通事故の調査及び分析に関すること。 (2) 総合的な交通事故抑止対策の立案に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
---------	-------	----	--

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成29年3月27日から施行する。
(大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正)
- 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1の警視の項中「交通事故分析官」を「警視の階級にある交通事故事件捜査統括官」に、
「警衛警護官」を「警視の階級にある交通事故事件捜査統括官」に改め、同表の警部の項中「警部の階級にある検視官」を「警部の階級にある検視官」に改める。

に、「警部の階級にある交通事故事件捜査統括官」を「交通事故分析官」に改める。
別表第2の表の警視の階級相当職の項中「室長」を「室長 参事」に改め、「参事」を「指導官」に改める。